料金

(1)利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用料金は、原則として基本料金(料金表)の 1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

1)介護給付

料金表		基本料金	1割(1回)	2割(1回)	3割(1回)
介 身護 体	30分未満	2,781 円	279 円	558 円	837 円
	30~1時間未満	f間未満 4,411 円 442 円		884 円	1,326 円
	1時間から1.5時間未満	6,463 円	647 円	1,294 円	1,941 円
	1. 5時間以上30分毎	934 円ずつ加算	94 円ずつ加算	188 円ずつ加算	282 円ずつ加算
援生助活	20分~45分未満	2,040 円	204 円	408 円	612 円
	45分以上	2,508 円	251 円	502 円	753 円

基本料金に対して、早朝(6:00~8:00)、夜間(18:00~22:00)は 25%増し、深夜(22:00~6:00)50%増し となっています。

上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。やむを得ない事情でかつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

②総合事業

料金表	訪問の目安	要介護度	基本料金	1割(1回)	2割 (1回)	3割 (1回)
訪問型サービス I	週1回程度	要支援1・2	1,341 円	335 円	670 円	1,005 円
訪問型サービスⅡ	週2回程度	要支援1・2	2,678 円	334 円	668 円	1,002 円
訪問型サービスⅢ	週3回程度	要支援1・2	4,249 円	354 円	708 円	1,062 円

(2)加算

① 初回加算(該当する場合に算定いたします)

200 単位 / 月

- 利用者が過去2ヶ月に当該事業所からサービス提供を受けていない場合。
- ・新規の利用者に対して、初回に実施したサービス月と同月内にサービス提供者が自ら 訪問、もしくは他の訪問介護員と同行訪問した場合。
- ② 緊急時訪問介護加算(該当する場合に算定いたします) 100 単位 / 回
 - ・居宅サービス計画に位置づけられていない訪問介護(身体介護が中心のものに限る)を 利用者またはご家族等から要請を受けてから 24 時間以内に援助を行った場合。
- ③ 介護職員等処遇改善加算 I(介護給付) 介護職員等処遇改善加算 I(総合事業)

1ヶ月の所定単位数×245 / 1000 を加算

398 単位 / 月(週に1回程度)

686 単位 / 月(週に2回程度)

1023 単位 / 月(週に2回を超える)

④ 特定事業所加算Ⅱ(該当する場合に算定いたします)

1ヶ月の所定単位数×10 / 100 を加算

(3)キャンセル規定と料金

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- 1. 健康上の理由による中止
 - ①風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
 - ②ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応いたします。また、必要に応じて速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

2. 上記以外の場合

①ご利用日の前日 17:00 までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前日 17:00 までにご連絡がなかった場合	介護報酬額の全額(10割)を請求
	いたします。

※ご利用日が月曜日又は前日が休日の場合ご注意下さい。(ご事情によっては徴収しない場合もあります。)